

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健事業に関する事務 基礎評価項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

葛城市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、母子健康包括支援センターに関する事務
③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康かるてV7	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1の49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26・56の2・69の2・70・87項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	保健福祉部 健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-3001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-3001

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月1日	1-②事務の概要	母子保健法に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、健康診査、訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問事業等に係る事務	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務	事後	
平成30年11月1日	1-③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー	健康管理システム 中間サーバー	事後	
平成30年11月1日	3 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表第1第49項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表第1の49項	事後	
平成30年11月1日	4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26.56の2.87項(別表第二における情報照会の根拠)70項	番号法第19条第7号 別表第2の26・56の2・70・87項	事後	
令和1年7月1日	1-②事務の概要	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、母子健康包括支援センターに関する事務	事後	
令和1年7月1日	IV リスク対策		追加項目	事後	
令和2年4月30日	4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26・56の2・70・87項	番号法第19条第7号 別表第2の26・56の2・69の2・70・87項	事前	
令和2年10月1日	表紙(公表日)	令和2年4月30日	令和2年10月1日	事後	
令和2年10月1日	Ⅱしきい値判断項目:1..対象人数	令和1年7月1日時点	令和2年9月23日時点	事後	
令和2年10月1日	Ⅱしきい値判断項目:2.取扱者数	令和1年7月1日時点	令和2年9月23日時点	事後	
令和3年9月1日	表紙(公表日)	令和2年10月1日	令和3年9月1日	事後	
令和3年9月1日	4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26・56の2・70・87項	番号法第19条第8号 別表第2の26・56の2・70・87項	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目:1..対象人数	令和2年9月23日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目:2.取扱者数	令和2年9月23日時点	令和3年9月1日時点	事後	